

融資・リース・保証

補助金・税制・出資

情報提供・相談

セミナー・研修・イベント

法律等に基づく支援

『海外で現地企業から権利侵害の警告や訴訟を受けた際の防衛型侵害対策に取り組みたい』

防衛型侵害対策支援事業

海外で現地企業から産業財産権侵害の警告や訴訟を提起された中小企業等に対して、訴訟費用等の一部を補助します。

対象となる方

海外で現地企業から知財侵害の警告や訴訟を起こされた中小企業（地域団体商標の場合は組合、商工会、商工会議所及びNPO法人を含む。）

支援内容

海外で現地企業から知財侵害の警告や訴訟を起こされた中小企業等に対し、（独）日本貿易振興機構（JETRO）から、以下の防衛型侵害対策費用の一部について補助金を受けることができます。

- 補助対象経費 専門家への相談に係る費用、国内・国外代理人費用、訴訟前の対応費用、翻訳費用、対抗措置を含む訴訟活動及び和解に要する経費等（損害賠償及び和解金を除く。）※採択決定後12/31までに発生した費用に限ります。
- 補助率 2/3（上限額500万円）

ご利用方法

- (1) JETRO知的財産課(下記お問い合わせ先)へ申請書等を提出(事前にお問い合わせください。)
- (2) 提出のあった申請書等の審査を行い、採択
- (3) 自社で対抗措置等実施
- (4) 補助金の額の確定
- (5) 補助金の交付

具体的な募集時期・申請手続等の詳細については、JETRO知的財産課(下記お問い合わせ先)までお問い合わせください。

なお、訴訟を受けた場合の支援策については、海外知財訴訟保険補助事業(108頁)もご参照ください。

お問い合わせ先

(独)日本貿易振興機構 知的財産・イノベーション部 知的財産課
電話:03-3582-5198

特許庁 普及支援課 支援企画班 電話:03-3581-1101(2145)